

特別養護老人ホーム 川口キングス・ガーデン
優 先 入 所 取 扱 規 定

1 目的

この規定は、厚生労働省の指導に基づいて、特別養護老人ホーム川口キングス・ガーデン（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるため、優先入所（以下「入所」という。）に関する手続き及び入所の必要性を評価する基準を示し、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護 1 から 5 の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅で介護を受けることが困難な者とする。なお、介護保険施設に入所している者及び要介護 1 から 5 の認定を受けて病院に入院している者についても対象とする。

3 入所申込み及び入所決定の手続き

(1) 入所申込み

入所申込みは入所希望者又は家族が直接施設に提出する。（様式 1「入所申込書」）なお、申込内容に変更が生じた場合には施設に連絡し、施設が認めた時には再度申込書を提出する。

(2) 入所申込みの受付

- ア 施設は申込書の受付に際し、原則として入所希望者又は家族等と面接のうえ、本人の心身の状況を確認する。
- イ 施設は申込者に対し、この規定に定める入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行う。
- ウ 施設は申込書を受付けた場合には、受付簿（様式 2）にその内容を記載し、管理する。

(3) 入所順位決定の手続き

施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するため合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、看護・介護職員、介護支援専門員、第三者委員等で構成する。

イ 委員会の開催

委員会は施設長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

ウ 委員会の所掌事務

委員会は特別養護老人ホーム優先入所決定調査票（以下「調査票」という。様式 3）、選考者名簿（様式 4）及び申込書等に基いて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。

エ 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、2 年間保管する。県又は市町村から求められた場合は提出しなければならない。

オ 結果の通知

施設は、申込受付け後最初に決定された順位について申込者に通知する。（様式 5）

カ 説明責任

施設は、入所希望者又は家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

キ 守秘義務

施設に職員及び委員は、業務上知り得た入所希望者又は家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(4) 入所順位決定後の再確認等

施設は入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

4 入所の必要性を評価する基準

施設は、申込書を受付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位をつけた選考者名簿を調製する。

(1) 入所順位の評価基準

施設は、次の項目について別表の「入所順位の評価基準」に基き点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

ア 介護の必要の程度及び心身の特性

イ 介護者の状況

ウ 在宅介護の状況

エ 本人の住所地

なお、この方法で順位付けが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

ア 待機期間（長短の順）

イ 年齢（高い順）

(2) 施設の受入れ体制による調整

委員会は次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

ア 性別に応じた居室の状況

イ 認知症に対する施設の受入れ体制

ウ 医療行為を必用とする場合における施設の受入れ体制

(3) 入所辞退者の取扱い

入所希望者の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げる。一定期間経過後入所辞退者から再度の申し出がない場合には選考名簿から抹消し、受付簿にその旨記載する。

5 入所順位決定の特例

次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

(1) 老人福祉法第 11 条 1 項 2 号の規定に基く措置依託による場合

(2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合

(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第 39 号）第 19 条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

6 規定の見直し

この規定は、必要に応じて見直しを行う。

附則：この規定は平成 19 年 10 月 1 日より施行する。